

子育て世代包括支援センター業務ガイド ライン試案に対するパブリックコメント

13 ページの「(2) 職員の確保」の3行目

「保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカーや利用者支援専門員、地域子育て支援拠点事業所の専任職員といった福祉職を配置することが望ましい。」中の「ソーシャルワーカー」を、「社会福祉士等」又は「ソーシャルワーカー（社会福祉士等）」に修正してください。

理由：

専門性の確保の観点から、相談援助（ソーシャルワーク）を行う国家資格である社会福祉士を明示すべきと考えます。

また、同ガイドライン試案の 31 ページの「(1) 相談対応」の3番目の項目及び枠内の【相談支援体制の例】並びに 39 ページの図表 15 の「ストラクチャー（構造）指標」において、職員配置の例として「社会福祉士」と記載されていますので、これらとの整合を図る必要があると思います。

なお、第 8 回市区町村の支援業務のあり方に関する検討WGにおいて示された「市町村子ども家庭支援指針（仮称）」（ガイドラン）（案）」の 79 ページの、第 2 節の 1 の「(2) 職員配置」にも、「ソーシャルワーカー（社会福祉士等）」と記載されており、これとの整合も必要と思います。